

(4) 新城市地域公共交通総合連携計画の策定について

策定の経緯

公共バス研究会での協議

- 平成18年 7月27日 公共バスの状況把握
- 平成19年 7月11日 バス政策の基本的な考え方
- 平成19年 9月13日 バス路線見直し検討
- 平成19年12月12日 基本方針及びバス路線見直しの確定

法定記載事項(法第5条第2項)

1 基本的な方針

新城市は既存路線の維持というこれまでの考え方を改め、市民にとって満足度の高い、新たな公共交通システム構築を目指す。

2 連携計画の区域

新城市

3 連携計画の目標

新城市の公共交通政策はこれまで、既存バス路線の維持を基本としてきた。そこから脱却し、より住民にとって利便性が高く、かつ効率的な運行を実現するため、推進のための6つのポイントを掲げ着実に実行することで、住民に親しまれ、住民が支え、住民にとって便利な公共交通網構築を目指す。

4 事業及び実施主体

別紙計画書(案)のとおり

5 連携計画の期間

計画期間は10年間とし、第1期(3年間)第2期(4年間)第3期(3年間)の3段階で実現を目指す。

住民・利用者・利害関係者の意見反映(法第5条第5項)

公共バス交通研究会にて各代表による協議

バス事業者・小中学校PTA・老人クラブ連合会・市教育委員会

新城市パブリックコメント手続要綱に基づく、計画公表と市民意見の募集

平成20年1月21日~平成20年1月20日(1ヶ月間)

法定協議会(法第6条第1項)

名称:新城市地域公共交通会議(平成19年12月26日設置)

協議期間:平成20年1月28日~平成20年2月20日

意見提出:書面で下記まで

〒441-1392 新城市役所企画課

F A X 0536-23-7296

E-mail kikaku@city.shinshiro.lg.jp